

# 犯罪人引渡手続における有罪証拠要件の評価 — 遺伝子スパイ事件に照らして —

浦 川 紘 子

## はじめに

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約（以下、「日米犯罪人引渡し条約」）に基づき、米国が日本に対して引渡しを要請したいわゆる「遺伝子スパイ事件」<sup>1)</sup>において、引渡しの可否を審査した東京高等裁判所は、日米犯罪人引渡し条約3条にいう「逃亡犯罪人が引渡しの請求に係る犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があることを証明する十分な証拠がある場合」に該当しないとして、本件は引き渡すことができない場合に該当すると決定した<sup>2)</sup>。日米犯罪人引渡し条約3条は、「引渡しは、引渡しを求められている者が被請求国の法令上引渡しの請求に係る犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があること又はその者が請求国の裁判所により有罪の判決を受けた者であることを証明する十分な証拠がある場合に限り、行われる」と規定し、同趣旨の規定は逃亡犯罪人引渡法2条6号<sup>3)</sup>及び犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約（以下、「日韓犯罪人引渡し条約」）3条(a)<sup>4)</sup>にも存在する。これらの規定は、一般に「証拠の十分性」要件と呼ばれるが、当該諸規定を実質的に援用した引渡決定はこれまでにはないようで<sup>5)</sup>、そのため、これらの条項の解釈適用を含み、犯罪人引渡しのための司法審査で扱われる証拠の十分性に関する国内の研究は、必ずしも十分ではない<sup>6)</sup>。

これに対して、海外では、犯罪人引渡手続における証拠の取扱いについて、従来から議論されてきた。特に、英米法諸国は、伝統的に有罪の証拠の提示を求める慣行があり、その基準や位置づけについては、学説、判例の集積がある。引渡しの請求は、必要な証拠を付して正式な外交経路によって行われるが、有罪の判決を受けた者（the convicted）の場合は、証拠書類は判決文をもって足りるとするのが一般的であり<sup>7)</sup>、遺伝子スパイ事件のような訴追されている者（the accused）の場合に、どの程度の証拠を要求するかは各国により異なっている<sup>8)</sup>。

そもそも犯罪人引渡は、条約を締結していない限り、国際法上の義務を負うものではなく、各國国内法の裁量による部分が大きいが、今日では国際刑事法の手続的な側面としても位置づけられ、また自国内にいる者を拘束し、他国に引き渡すために、どの程度の証拠があれば相当であるとするかという基準は、刑事に関する国際協力の要請と当該人物の人権とのバランスの上に立つ重要な問題であろう。

以上のような問題関心から、本稿では、遺伝子スパイ事件決定を手がかりとして、日米犯罪人引渡し条約3条、逃亡犯罪人引渡法2条6号に規定されるいわゆる「証拠の十分性」要件の意義並びに解釈適用における問題点について、他国の実行と比較しつつ、国際法の立場から考察することを目的とする。

そのために、本稿では、まず1で、有罪証拠の要件について異なる立場をとる英米法と大陸法が各々立脚する根拠を検討し<sup>11</sup>、それぞれの主張と最近の実行を整理し、2では、1で検討した英米法と大陸法の立場の違いを踏まえた上で、英国及び米国が採用する有罪証拠の要件の基準を概観する。最後に3では、証拠の十分性を援用した遺伝子スパイ事件の解釈を再検討し、日本が「証拠の十分性」要件を維持する意義と問題点を明らかにしたい<sup>12</sup>。

なお、日本では、日米犯罪人引渡し条約3条及び逃亡犯罪人引渡法2条6号について、一般に「証拠の十分性」要件と呼ぶが<sup>13</sup>、海外の文献では、「有罪の証拠」(evidence of guilt)という表現が用いられることもあり<sup>14</sup>、必ずしも用語法は確立していないと思われる。従って、本稿では、日本については「証拠の十分性」、外国については「有罪の証拠」という用語を主として用いる。

### 1. 有罪証拠要件をめぐる英米法諸国と大陸法諸国の立場

犯罪人引渡は、個々の国家が外交ルートを通じて行う司法共助の一分野であり、その要件は、各国の裁量に基づいている。しかしながら、犯罪人引渡しが行われてきたの長い歴史の中で、諸国による一定の合意を得ているものと、対立する要件が並存しているものがある。前者は、政治犯不引渡、双罰性の原則、特定主義などであり、後者には、自国民の扱い<sup>15</sup>、条約前置主義そして有罪証拠要件などが挙げられよう。後者の要件の対立は、英米法と大陸法の立場の相違に基づいていると考えられる。そもそも、国際司法共助における両者の考え方の違いは、大陸法系の国の裁判所は真実の発見を目的とし、英米法系の国の裁判所は訴追者と被告人とのあいだの争点を解決することを目的としているという根本的な相違に立脚しているといわれる<sup>16</sup>。このような基盤の上に立つ、引渡要件に関する両者の相違は、個々の問題ではなく、相互に関連しているように思われる。

有罪証拠要件に関しては、多くの国の法及び条約において、当該人物が請求国において訴追されているということを示すだけで十分であり、政府によって発行された逮捕状またはこれと同様の書類であれば引渡しを行うのに十分な証拠であるとされる<sup>17</sup>。しかしながら、米国、英国、カナダなどの英米法諸国は、当該人物が有罪であることを示す更なる証拠の提示を必要とする<sup>18</sup>。以下では、このような有罪証拠要件が英米法諸国、大陸法諸国が主張する犯罪人引渡し制度の枠組みの中で、どのように位置づけられるのかについてその背景と関連づけながら検討する。

#### 1.1. 伝統的な立場の相違

##### 1.1.1. 大陸法の立場

大陸法諸国は、英米法諸国のような有罪証拠の提示は要求せず、上述したように、一般に逮捕状またはこれに相当するもので証拠要件は満たされる。また、犯罪人引渡の法的根拠として必ずしも条約の締結を必要とせず、相互主義に基づく礼譲としての引渡しも行われる。また、自国民は引き渡さないのが原則であり、その起源は、古代のギリシアの都市国家やイタリアの都市の慣行にまで遡る<sup>19</sup>。自国民を引渡さない論拠としては、外国語や法廷地国の法に不案内であることなどが本人の不利益になるという点と、国家は国民を保護すべき義務を負うという国家の尊厳の要請という点などが挙げられる<sup>20</sup>が、実質的な理由としては、外国の司法制度に対する不信にあると考えられている<sup>21</sup>。しかしながら、大陸法諸国は属地主義と並び積極的属人主義も採用しているため、自国民に対して広範な刑事管轄権を有し、引渡さなかった場合には自国での裁判を建前としてきた。従って引渡の対象となるのは、自國に管轄権のない、他国での犯罪に關係する外国人ということになり、この場合引渡しを行わ

なければ、当該人物は完全に裁判または刑の執行から逃れることになるので、その場合には逮捕状と本人確認程度で引渡しを行うということになるのであろうと推察される。

さらに、大陸法諸国では犯罪人引渡しのための司法審査の位置づけ自体が、英米法諸国とは異なるものと考えられる。例えば、フランスの判事は、第1に訴追されている者についての逮捕状が真正なものであるかどうか、第2に訴追されているものと引渡しを求められている者が同一人物であるかどうかを審査するのであり、証拠が十分であるかどうかを判断する権限は有しない<sup>20)</sup>。各国の制度に差はあるものの、一般に、大陸法諸国の司法審査は、提出された証拠が形式的な要件を満たしているかどうかが判断されるだけであり、実質的な審査は行われない。従って、英米法諸国の司法審査に比べ、その意義は形式的なものであると考えられる。

このような大陸法諸国の実行には、特に自国民不引渡に関して、批判がなされてきた。しかしながら、特に第2次世界大戦後は、裁量により自国民の引渡しを可能とする「裁量的自国民引渡制度」の導入による英米法諸国との調和を図ろうとする動きがみられると指摘される<sup>21)</sup>。例えば日本は、日米犯罪人引渡し条約5条において「被請求国は、自国民を引き渡す義務を負わない。ただし、被請求国は、その裁量により自国民を引き渡すことができる。」と規定し、日韓犯罪人引渡し条約6条も同様に裁量による自国民引渡制度を採用し、また逃亡犯罪人引渡法においても、任意的引渡制限事由として条約における別段の規定を留保している。また、自国民を引渡す義務はないしながらも、被請求国の行政権限により自国民の引渡しを認めるよう修正された1970年の米仏引渡条約追加条約<sup>22)</sup>も、裁量条項の導入とみられている<sup>23)</sup>。

しかし大陸法諸国においても、当該事件の状況から、請求された人物が実際に犯罪を行ったかどうかについて合理的な疑いがある場合、あるいは犯罪が本物ではないという合理的な疑いがある場合は、(有罪の証拠を含む)追加書類を要求できる場合もある<sup>24)</sup>。

### 1.1.2. 英米法の立場

英米法諸国は、条約前置主義をとるため、引渡しは条約上の義務として課せられる。条約前置主義の立場は、容疑者の引渡しについての適正手続の保障や、要請国の刑事司法手続への危惧から条約で最低限の条件を確保しておく必要がある場合に主張されるといわれる<sup>25)</sup>。また、英米法諸国は、一貫して自国民も引き渡すという立場をとってきた。自国民も引き渡す理由は、英米法諸国は、属人主義を例外的にしか認めないため、引渡しを行わない場合自國で裁くということができないからである。例えば、英国に関しては、属地主義を原則とするため「そもそも積極的属人主義を認めないので、相互主義の保証がなくとも行為地の国に犯人を引き渡すのが通例であり、従って代理処罰がはたらく余地はほとんどない」<sup>26)</sup>と説明される<sup>27)</sup>。また、証拠収集や訴訟費用等の観点からも、犯罪行為地での処罰が望ましいと考えられている。すなわち、犯罪行為地以外での裁判には、証拠収集のための費用が多大であることや、証人の召還、証拠収集が適切に行われる可能性が少ないと、また時間的にも長期に渡るおそれがあることなどの不都合な点が挙げられる<sup>28)</sup>。

これらの点に鑑みると、英米法諸国は、条約上の義務として自国民も含めて引渡しを行う以上、一定程度の証拠の提示を要件とするということになるのであろうと推察される。

有罪証拠の提示を擁護する立場は、実際に、自国民の引渡しに関する主張されている。後にも述べるように、英國は、1989年に有罪の証拠を求める要件として伝統的に維持してきた「一応の有罪の証

拠」(*prima facie case*) の基準を緩和する法改正を行ったが、このような政策転換は、英国政府の強い意向であり、議会は “*prima facie case*” の要件なしで引渡しを行う国家は、一般的に自国民は引き渡さないということを理由に反対したとされる<sup>29</sup>。また、シエラー (Ivan Anthony Shearer) は、自国民の引渡しを行うことと関連して、有罪証拠の提示を求めてきた英米法の実行を、より優れた制度とみなしている<sup>30</sup>。

また、英国議会は “*prima facie case*” の要件を、引渡審査において司法が関与する意義と位置づけている。つまり、“*prima facie case*” の提示なしで引渡しを行うということは、犯罪人引渡しにおける司法手続きを実質的に消滅させることであり、政府間による行政上の実行 (exercise) であるという<sup>31</sup>。確かに、行政には、請求の競合、人道的考慮、国際関係に対する公的政策など、付随的要素を考慮して決定を下す権限があり<sup>32</sup>、司法審査の意義は、条約及び法の解釈や、証拠の審査を行うところに見出されると思われる。

しかしながら、英米法諸国が、以上のような一定程度の証拠の基準を設けてきたのに対し、大陸法諸国が必要とする証拠は、一般に、逮捕状又は判決の写し、犯罪の法的性質、本人確認のための情報及び事実関係の要旨程度の簡易なものであるため、大陸法諸国は英米法諸国の実行に対し、「正義の実現を脅かす不必要的要件」として概して批判的である<sup>33</sup>。

特に、フランスは、自国の引渡手続きにおける証拠の審査対象は、本人確認と逮捕状が本物であるか否かのみであるのに対し、英國が有罪の証拠を求めるに不満を示しており、両国の対立は、すでに19世紀後半の条約改正時にみられる<sup>34</sup>。フランスは、1843年の英仏条約の失效に伴う条約改正にあたり、英國に “*prima facie case*” を放棄するよう求めたが、英國議会がこれを認めなかった。結果イギリスは妥協を認めないまま1876年に新条約が締結され、“*prima facie case*” は盛り込まれた<sup>35</sup>。

フランスはその他の英米法の諸国との条約においても、例えば、仏米条約第1条 (1909年)<sup>36</sup> は「引渡しは、当該犯罪の存在が、逃亡犯罪人の発見された国の法律によりその重罪又は軽罪が当該国において行われたとした場合において、その逮捕及び裁判に付することを正当化するよう立証された場合に限り、行われる」と規定するなど、英米法諸国との条約では、不本意ながらも、有罪証拠要件を挿入してきたと考えられる。しかしながら、フランスの引渡手続には、罪責立証の手続が存しないため、実質的には片面的な運用となっているとみられている<sup>37</sup>。

有罪証拠要件は不要だとする理由には、第1に本要件が証拠の許容性に関する規定と相俟って外国からの引渡請求にとって大きな障害となっており、結果的に犯罪人が利益を受けていること、第2に相手国の刑事司法の運営状況に満足して条約を締結しているのであることから本件の如き手続き的要件を課すべきではなく、原則として引渡請求を行った相手国が証拠の十分性について判断すべきであること、第3に相互主義を前提とすると相手国からも種々の要件が課せられることとなり、引渡請求を行う際に困難が生じること、第4に双罰性、非政治性、特定主義等の要件が充分な保護機能を果たしていることなどが挙げられる<sup>38</sup>。

また、被請求国において罪責立証を要件とするのは、請求国で行われるべき裁判を被請求国で実質的に先取り実施することに帰するという観点からも批判がある<sup>39</sup>。

## 1.2. 最近の実行

以上のように、有罪証拠の基準と自国民不引渡の原則は相互に関連しながら、英米法諸国と大陸法

諸国で伝統的に異なるアプローチを採用してきた。それでは、異なる法体系に属する国家間で締結される条約などではどのような制度が採られてきたのであろうか。以下では、欧州犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡に関するモデル条約<sup>10)</sup>（以下、「国連犯罪人引渡モデル条約」）を素材として、最近の実行を概観する。

### 1.2.1. 欧州犯罪人引渡条約

欧州犯罪人引渡条約12条<sup>11)</sup>は、提出すべき証拠書類を「(a) 請求国の法令で定める方式に従って作成された刑罰若しくは保安処分の執行力のある判決書、拘禁状〔逮捕すべき旨の令状〕又はその他同一の効力を有する令状の原本又は認証副本、(b) 引渡しの請求に係る犯罪の説明書。犯罪の時及び場所、その罪名並びに適用されるべき罰条は、できる限り正確に明示されなければならない。(c) 適用すべき罪条の写し、又は、それが可能でないときは、適用すべき法の宣言並びに引渡しを求められている者のできる限りくわしい記述、その他その者の身元及び国籍を特定するに足る一切の資料」<sup>12)</sup>と規定しており、有罪の証拠までは求めていない。1957年に作成された同条約は、ヨーロッパで共通的に認められている諸原則を条約化したものであり、「ヨーロッパ法共同体の樹立をめざすヨーロッパ諸国ができる限り多数の国との間で統一的な犯罪人引渡条約を締結しようとしたところに、重要な意義が見出される」と評価される<sup>13)</sup>。多くの留保が付せられているものの、今日では、欧州評議会加盟国のはほとんどが加入している<sup>14)</sup>。欧州犯罪人引渡条約への留保のうち、12条に関するものが、10カ国から提示されている。これらの中には、「引渡しを求められている人物が当該犯罪を行った」ということについて「十分な推定 (sufficient presumption) を立証する証拠」（アンドラ、デンマーク）、「立証する証拠」（アイスランド）、「一応の証拠 (prima facie evidence)」（ノルウェー）の提示を求めるものや、判決や逮捕状に正当な理由がないことが明らかな場合には引渡しを拒否できるとするもの（スウェーデン、マケドニア）などがあり、依然として有罪の証拠の提示を維持する国家もある。

また、自国民については、「締約国は自国民の引渡しを拒否する権利を有する」（6条1項(a)) と規定する。自国民不引渡の実行については、批判もあるが、憲法上でこれを規定する国もあることなどを考慮したものだと考えられている<sup>15)</sup>。

各国により若干の立場の相違はあるものの、条約としては大陸法のアプローチを採用したものといえよう。また、後にも述べるように、本条約は英国が “*prima facie case*” の要件を緩和する要因になった条約としも重要である。

### 1.2.2. 国連犯罪人引渡モデル条約

国際犯罪の増加への懸念が高まるなかで、実効的な犯罪人の引渡の実施及び刑事分野における国際協力としての包括的なアプローチの必要性から、1990年8月27日から12日間開催された第8回犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国連会議の勧告に基づき、犯罪人引渡に関するモデル条約が、国連総会においてコンセンサスで採択された。同条約それ自体は法的拘束力のある条約ではないが、国家間が犯罪人引渡に関する条約を締結する際の指針及び異なる法制度間におけるギャップを埋めるための枠組みの提示を目的としたものであり<sup>16)</sup>、国連総会決議として、国家の意図または最近における犯罪人引渡しに関する国家実行を反映したものと位置づけられる。

国連犯罪人引渡モデル条約では、3条で義務的な引渡拒否事由を挙げるが、一応の証拠要件は本文からは削除されている。ただし、証拠の十分性の司法審査を要求する国があれば、「被請求国の証拠基準に従い、引渡しを請求されている人物が犯罪の当事者であるという証拠が不十分である場合」<sup>17)</sup>

を3条に追加し、5条2項(b)の必要書類として、「被請求国の法令の下で受諾できる形式に基づき、被請求国の法令に従い、当該人物が犯罪の当事者であるということを立証する十分な証拠」<sup>48)</sup>を追加できるとしている。また、自国民の引渡しは裁量的引渡が採用されている(4条(a))<sup>49)</sup>。証拠の提示に関しては、主として大陸法のアプローチが採用され、自国民の引渡しについては、大陸法が維持してきた不引渡を緩和し、英米法のアプローチへの調和傾向がみられる<sup>50)</sup>。

### 1.3. 小括

以上のように、伝統的な犯罪人引渡制度においては、英米法諸国は、自国民も引渡すが、有罪の証拠を必要とするという立場をとり、大陸法諸国は、自国民は引渡さないので、低度の証拠で引渡しを行うという立場をとってきたと考えられる。両者の間には相互に批判的な見解が見られ、とりわけ自国民を引き渡さないという大陸法諸国の原則は、同原則が他国の裁判制度への不信から生じているという点で批判が強く、これに対して、有罪の証拠の提示を求めるという英米法諸国の実行に関しては、引渡審査における本案判決への介入とみる立場から批判があった。しかしながら、最近の実行にみられるように、両者は歩み寄りの姿勢を示している。欧州犯罪人引渡条約及び国連犯罪人引渡モデル条約における各国の態度から推察すると、自国民不引渡の原則を主張してきた大陸法諸国は裁量的自国民不引渡を採用するなど、英米法諸国との調和をはかる傾向がみられる。有罪証拠要件については、依然として有罪証拠を求める国家もあるが、原則的に大陸法的アプローチを採用する傾向が強いと考えられる。

## 2. 英米における有罪証拠要件の基準

先にも触れたように、英米法諸国は、条約及び国内法のほとんどに、犯罪人の引渡しを行う要件として、有罪の証拠を示すことを規定する。英国は、“*prima facie case of guilt*”、すなわち一見して有罪であることを証明できる程度の証拠の提示を求め、米国は、“probable cause”的要件、すなわち犯罪を行ったということを疑うに足りる相当な理由が必要とされる。英米では、犯罪人引渡の手続に内在する制度とみなされているが、日米犯罪人引渡法のように引渡制限事由の1類型<sup>51)</sup>とみなされる場合もある。国際法上、有罪証拠の提示に関する統一的な規則ではなく、どの程度の基準を採用するかは、各国の任意によるが、上記のように英米法系の国家は、証拠の十分性を要求してきたのに対し、大陸法諸国はそのような実行に対して概して批判的である。以下では伝統的に有罪証拠要件を必要とした英国及び米国におけるその基準を概観する。

### 2.1. 英国の実行——応の有罪の証拠 (*prima facie case of guilt*) —

英国<sup>52)</sup>は、1989年に犯罪人引渡法を改正し、特に有罪証拠の基準についての法令を変更した。そこで、1989年を境として、イギリスからの引渡しにおいて求められる有罪証拠の基準について概観する。

#### 2.1.1. 有罪証拠要件の厳格な適用—1989年まで—

ヨーロッパでは古くから犯罪人引渡しの実行が行われており、イングランドとスコットランドが締結した1174年の条約が、ヨーロッパでは最初の引渡条約と考えられている<sup>53)</sup>。

英国が、現代の形での犯罪人引渡条約を締結したのは、1794年のジェイ条約 (the Jay Treaty)<sup>54)</sup>

であるといわれるが<sup>55)</sup>、同条約27条は、「罪を犯したとされる当該人物が発見された場所の法に従い、もし当該犯罪が行われたなら裁判のための逮捕及び拘禁を正当化するような有罪の証拠に基づく場合に」引渡しを行うことを定めており、すでに有罪の証拠を要件として課す実行が現れていた。

イギリス国内法として1870年に制定された逃亡犯人引渡法第10条1項<sup>56)</sup>は、「引渡犯罪により訴追されている逃亡犯人（a fugitive criminal accused）の場合には、その犯罪人の逮捕を許可する外国の令状が真正であることを認証され、かつ、その者の訴追に係る罪がイングランドで犯されたとすれば、イングランドの法令に従って裁判のための拘禁を正当化するであろうような証拠が（この法律の諸規定に従って）提出されるときは、警察裁判所判事（police magistrate）は、その者を刑事施設に拘禁し、そうでないときは、その者の釈放を命ずる」<sup>57)</sup>と規定する。この規定は、イギリスへの引渡し請求においては、裁判のための拘禁を正当化する程度の十分な証拠が要求されるという、「有罪の一応の証明」（*prima facie case of guilt*）の要件として、伝統的にイギリスからの引渡しを審査する際の原則となってきた<sup>58)</sup>。「英国の原則」（English rule）<sup>59)</sup>とも呼ばれ、イギリスに特徴的な制度である。イギリスは、締結する全ての条約において“*prima facie case*”の要件を規定してきたといわれている<sup>60)</sup>。

イギリスが“*prima facie case*”の基準を採用してきた経過について、シェラーは次のように述べている<sup>61)</sup>。イギリスは、1843年に包括的な引渡に関する法令<sup>62)</sup>を成立させ、その中に、一定の証拠を提示する旨の規定を置いた。ついで、1881年に成立した法令では、容疑者を2つのグループに分け、第1のグループには、逃亡者が犯罪を行ったという強力で合理的な推定が必要であるとし、第2グループでは、逮捕状のみで足りるとした。その違いは、英國からの距離と利便性であった。すなわち、英國から遠く離れた場所での裁判は、たとえ英國の管轄権のある植民地等であっても、有罪の証拠を要件として課した。従って、英國が証拠の提示を求めるのは、必ずしも外国の司法制度への不信を反映したものではないと考えられている。

### 2.1.2. 法改正による有罪証拠要件の緩和—1989年以降—

英国は1989年に法改正<sup>63)</sup>により犯人引渡の制度を変更し、証拠の十分性の基準が一部緩和された。その理由の1つが欧州犯人引渡条約への加入のためである<sup>64)</sup>。そのため、イギリスは同条約の起草過程では積極的に関わっていたながら、当初加入しなかった。しかし、1989年犯人引渡法では、“*prima facie case*”を要求しない取決め（agreement）も締結できるようになり、イギリスは、欧州犯人引渡条約を1990年に署名、翌年批准した。また、歐州では、1980年代において、テロリズムの増大に伴う警察間協力の改善や、テロリズム防止のための欧州条約の締結など、欧州間における司法協力の充実が図られたことも背景にあると思われる。また、イギリスからの引渡しの件数が少ないことも指摘される。例えば、1989年の法改正前の5年間において、イギリスはアイルランドを除くヨーロッパ諸国への引渡は、年平均15人であるのに対して、フランスは毎年約150人の引渡しを行ってきたとされる<sup>65)</sup>。イギリスからの引渡全体を見ても、1985年が63の要請に対し24件の引渡、86年は60件の要請に対し32件の引渡、87年は43件の要請に対し26件の引渡、88年は57件の請求に対し31件の引渡と、引渡要請の約半分程度は拒否している<sup>66)</sup>。しかし、89年も35件の請求に対し27件の引渡、90年は65件の請求に対し19件の引渡しで、その後も割合としてはあまり変化はなく、この点についての成果はみられていない。イギリス内務省は、現行の体制でも、複雑かつ時代遅れであるとして、更なる改善へ向けての報告書が取りまとめられており<sup>67)</sup>、今後の動向が注目される。

## 2.2. 米国における有罪証拠の要件—相当な理由 (probable cause) の維持—

米国<sup>69)</sup>も、英國同様に、条約が存在する場合にのみ引渡しを行う<sup>70)</sup>。条約に基づいて米国に対して提出された引渡請求は、米国連邦法典18章3181条－3196条<sup>71)</sup>に規定される米国の引渡審査手続に従い、引渡審問 (extradition hearing) に付される。

米国における引渡審問において、審査の対象となるのは、(1) 米国と請求国間に妥当する引渡条約があること、(2) 当該人物が、捜索を受けている人物であること、(3) 犯罪が引渡可能なものであること、(4) 双罰性の要件を満たすこと、(5) 当該人物がその犯罪を行ったと疑うに足りる「相当な理由」 (probable cause) があること、(6) 米国の法令に従って書類が提出されること、(7) その他、条約の要件や法令の手続に従っていること、の諸要件を確定するものであり<sup>72)</sup>、有罪か無罪か (guilt or innocence) を裁定するものではないということが判例上確立している。すなわち、引渡審問は、「最終的な裁判」 (final trial) の性質をもつものではなく「予備審問」 (preliminary examination) の性格を有するものと位置づけられる (*Benson v. McMahon*)<sup>73)</sup>。

英国で証拠の基準となった *prima facie case* の要件は、米国では上記「(5) 当該人物がその犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があること」に相当するが、英國の基準よりもやや緩いと解されている。一般に「相当な理由の要件」 (requirement of probable cause)、「相当な理由の基準」 (probable cause test) などと呼ばれ、米国に特徴的なものである。

ここでいう「相当な理由」の認定は、特に連邦法18条3184節<sup>74)</sup>によって要請され、米国が締結する条約に規定されるが、人身保護請求 (habeas corpus review) における、引渡拒否の理由の1つから生じたものであるとされる<sup>75)</sup>。

バシオウニ (M. Cherif Bassiouni) の分析によると、米国最高裁が示す「相当な理由」の基準は、「捜査対象とされる犯罪を当該人物が行ったという合理的な根拠 (reasonable conclusion)」を保証するための法的証拠を提示することが要求される程度のものであり、「単に当該人物がこれをおこなったという疑いがある」 (he is suspected) ということではない<sup>76)</sup>。しかし、有罪を正当化できるだけの十分な証拠までは求められない<sup>77)</sup>。

この点に関して、先例とされるのが、*Collins v. Roisel*<sup>78)</sup> である。本件では、「判事の機能は、容疑者が裁判に臨む状態であるということを正当化するだけの証拠があるかどうかを確定することであり、その証拠が有罪であることを正当化するのに十分かどうかを決めることではない」と明確に述べている。また、同判決では、*Wadge* 事件<sup>79)</sup>におけるブラウン (Brown) 判事の次のような見解を引用している。すなわち、引渡手続において、完全な裁判のような手続を認めるならば、それは請求国の政府にここであらゆる証拠の提示を求めることになり、その結果、外国政府は犯罪行為地で裁くという目的のための引渡しのはずが、外国において本案の審理を行うということになるが、これは、引渡条約の趣旨と意義に明らかに反するものであるという。従って、米国からの引渡要件である有罪証拠の基準である「相当な理由」の程度は、バシオウニの言葉を借りれば、「起訴可能性 (prosecutability) であり、有罪可能性 (punishability) ではない」<sup>80)</sup>ということになる。

米国判例に見られる、本案の裁判と、引渡審査は区別すべきという立場は、学説上も主張されている。フェルゼイル (J. H. W. Verzijl) は、自らの見解として「司法の任務は、原則的に、引渡しの請求が国内法あるいは国際法上有効な法規則に基づいて根拠あるものであるかどうかの立証に限られるのであって、本案判決は訴追された国の裁判所に本質的に属するものであるから、本案判決の評価に

携わることは慎まなければならない」と述べている<sup>80)</sup>。

米国は、このような相当な理由要件を、多くの条約に取り入れている。例えば、日米犯罪人引渡し条約3条は、「引渡しは、引渡しを求められている者が被請求国の法令上引渡しの請求に係る犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があること又はその者が請求国の裁判所により有罪の判決を受けた者であることを証明する十分な証拠がある場合に限り、行われる」と規定する。

さらに、新英米犯罪人引渡条約8条3項(c) (2003年3月31日署名)は、英米における有罪証拠要件に関する最近の実行の現れとして捉えられる。同条項では、必要書類として「米国に対する引渡請求は、引渡しが要請されている犯罪につき、当該人物が行ったということを信じる合理的な根拠(reasonable basis)を提供する情報」を挙げる。ここでは、“probable cause”ではなく“reasonable basis”という語が用いられているが、米国国務省の見解によれば、従来から米国が維持してきた相当な理由(probable cause)の基準と実質的には変化がないものと理解できる<sup>81)</sup>。これに対して、英国は“*prima facie case*”の基準を要求していない。イギリス内務省は、本条約において英国が伝統的に採用してきた一応の有罪の証拠を排除したと説明している<sup>82)</sup>。2. 1でみたように、英国における一応の有罪の証拠基準の緩和と、米国における相当な理由の維持の立場を示したものといえよう。

## 2.3. 小括

英米法諸国においては、引渡手続として一定の有罪証拠の提示が求められてきた。英国は、伝統的に“*prima facie case of guilt*”の要件、すなわち裁判のための拘禁を正当化するような十分な証拠の提出を採用してきたが、1989年の法改正により緩和がみられるなど、近年において変化が見られる。また、米国が採用してきた“probable cause”的要件、すなわち犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由を示す証拠は、現在でも維持されている。米国におけるprobable causeの要件は、判例上、本案判決と引渡審問との区別が原則となっており、引渡手続においては有罪か無罪かの判断を行うことではなく、裁判に付するだけの合理的な理由があるかどうかを決定することにあることとされてきたことを確認した。

他方、フランスに代表される大陸法諸国では、そのような厳しい証拠要件は取り入れられてないため、英米法諸国の実行に批判的な立場をとってきたといえる。

## 3. 日本における「証拠の十分性」要件の評価

### 3.1. 日本の犯罪人引渡制度における「証拠の十分性」の位置づけ

以上のような諸外国の国家実行をふまえて、日本の犯罪人引渡制度における「証拠の十分性」要件の位置づけを概観し、遺伝子スパイ事件で援用された同要件の解釈適用の妥当性を考察する。

#### 3.1.1. 犯罪人引渡制度の経緯と概要

日本は、米国との間には戦前から「日本国亞米利加合衆国犯罪人引渡条約」(明治19年)及び「日米間追加犯罪人引渡条約」を締結しており<sup>83)</sup>、これらの条約の国内実施手続は、「逃亡犯罪人引渡条例」(明治20年)により規定していた<sup>84)</sup>。戦後も、同条約が有効となったが、国内法令については、新憲法下に適切なものに変える必要があり、昭和28年「逃亡犯罪人引渡法」が成立した。同法は、条約を締結している国家からの引渡請求について、国内手続を定めるもので、当時日本が締結していた条約は日米間のみであったので、実質的には、日米犯罪人引渡し条約の国内実施のための法という性

格のものであった<sup>85)</sup>。

ただし、条約がない場合にも、国際礼讓に基づき引渡しを行う場合もあり、その場合には、同法が類推適用されていた<sup>86)</sup>。しかし、交通機関の発達等に伴い、このような逃亡犯罪人の引渡しの事例が増加することが予想され、そのような事態において、条約がない場合には類推適用で実施することが適当ではないと考えられ、昭和53年の逃亡犯罪人引渡法の一部改正により、条約がない場合の引渡しも可能となった。また、これに先立って、同年、日米犯罪人引渡し条約の引渡犯罪が時代の要請に合致しなくなってきたこと、及び昭和50年のクアラルンプール事件において国際犯罪防止の必要性が高まつたことから、新たに「日米犯罪人引渡し条約」が締結された<sup>87)</sup>。

### 3.1.2. 証拠の十分性と自国民の扱い

有罪証拠の要件については、明治20年の逃亡犯罪人引渡条例において「引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ若シ其告訴告發ヲ受ケタル罪ヲ帝国内ニ於テ犯シタルモノトセハ帝国ノ法律ニ據り被告人ヲ審判ニ付スルニ充分ナル犯罪の證據アリト認メタルトキ」のみ司法大臣は引渡状を発することができると規定し（第18条）、昭和28年の逃亡犯罪人引渡法においても「逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がないとき」は引渡さない（2条6号）と規定するなど、戦前から証拠の十分性を引渡しの要件として規定していた。両者とも自国民について、条約規定による引渡しを裁量的に認めている（条例第1条、法2条9号）。条例及び法共に、これに先立つ日米犯罪人引渡条約が締結され、その国内実施法としての性格を有していたことから、自国民も引渡すという実行を維持してきた米国との調和を図るために、裁量的引渡を導入したものと考えられる。

## 3.2. 遺伝子スパイ事件における「証拠の十分性」の解釈の妥当性

### 3.2.1. 事件の概要と決定要旨

1997年1月から、遺伝子性の早期発症型アルツハイマー病の研究に携わるために、米国の医療財團の研究施設に勤務していた日本人研究者が、同研究所を辞める前後に、研究資料であるDNAと細胞系の試薬等を同研究所から持ち出し、損壊するなどしたとして、また、同研究者は日本に帰国後理化学研究所に就職したのであるが、同上の行為が、理化学研究所に利益をもたらすために行われたものとして、告訴された。この告訴状によれば、このような行為は、米国連邦法典が定める経済スパイ罪等に該当するとされる。米国は当該事件の容疑者として、日本に帰国していた同研究者の引渡を請求したものである<sup>88)</sup>。

米国からの日本への犯罪人引渡請求は、日米犯罪人引渡し条約に基づいて行われ、外務大臣（逃亡犯罪人引渡法3条）、法務大臣（同法4条）、東京高等検察庁（同条）を経て、東京高等裁判所の審査に付される（同法8条）。

東京高裁は、「本件は、条約3条の逃亡犯罪人が引渡の請求に係る犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があることを証明する十分な証拠がある場合に該当しない」ので、引渡しはできないと決定した（結論部分）。

### 3.2.2. 証拠の十分性の解釈に対する問題点

「証拠の十分性」に関連して、以下のことを問題としたい。

まず、条約3条の解釈として示した証拠の十分性の基準と条約相手国である米国の解釈との関係で

ある。東京高裁は、決定理由の中で、「逃亡犯罪人引渡の手続において、請求国の側に一定の罪責立証を要求するか否かについては、各国の法制は一様ではなく、立法論的には議論の余地もあり得るところと思われるが、これを要求する制度を探る以上、その趣旨は、人権保障の見地から、引き渡される者が請求国の裁判で有罪とされる見込みがあるかどうかを被請求国において審査することにあると解するのが自然である」と述べている。

すでに見てきたように、米国では本案の裁判と引渡審査は区別され、伝統的に引渡審査では「相当な理由の基準」(probable cause test) が用いられてきた。この基準は、犯罪を行ったことを疑うに足りる証拠を必要とするのであって、有罪か無罪かの判断には立ち入らないことが原則である。

ところで、エイクハースト (Michael Akehurst) は、「有罪の証拠の要件は、英米法諸国の実行のため、大陸法諸国にはなじみがなく、しばしば誤って一すなわち、実際に裁判と同様の有罪証拠の提示が必要であると解釈されている」と指摘する<sup>99)</sup>。その典型的な例として挙げられるのが、Samuel Insull 事件<sup>100)</sup>である。本件は、1932年、イリノイ州政府が、パリにいると思われたサミュエルの仮拘禁と逮捕をフランスに要請したところ、サミュエルはすでにフランスを出国しており、その後彼はイタリアからギリシャへと渡り、アテネにいることが発覚し、1932年10月、アメリカからギリシャに犯罪人の引渡しを要請したものである<sup>101)</sup>。アメリカとギリシャの犯罪人引渡条約<sup>102)</sup>は1931年に両国によってすでに署名されていたが、アメリカがギリシャに引渡を請求した時点では、まだ発効していなかった。その後両国は同条約に批准し、1932年11月1日に発効し、同年11月4日に、サミュエルは同条約に基づいて仮拘禁され、引渡し審査にかけられた。しかし、ギリシャ側は、有罪の証拠がないとして引渡を拒否した。同条約は、「当該犯罪を行ったとされる逃亡犯罪人または当該人物が発見された場所の法に従い、有罪の証拠に基づいてのみ引渡しが行われる場合に引渡しが行われる」と規定する<sup>103)</sup>。その際、起訴できるかどうかではなく有罪かどうかを判断したとして、アメリカは強く抗議し、1937の議定書<sup>104)</sup>で、「(条約1条は) 引渡請求を審査する裁判所又は治安判事 (magistrate) は、政府が提出した犯罪を行ったとされる人物の逮捕及び訴追を正当化するような証拠の十分性 (sufficiency of evidence) の問題についてのみ審査することを意味する」とし、さらに「(条約1条は) 裁判所または治安判事が、当該人物が有罪 (guilt) か無罪 (innocence) かについて決定する権限を与えるものではない」と明示の規定を置くことによって、問題は解決した。

この点について、英米法の学者は、犯罪人引渡の文脈における「有罪の証拠」は、眞の有罪証拠 (actual proof of the crime) とは異なるものであるのに、大陸法諸国においては、両者を混同し、誤解して解釈していると指摘している<sup>105)</sup>。

このような点に鑑みると、「有罪の見込みがあるかどうかを請求国において審査する」との解釈は、米国でいう「相当な理由」の基準より、より厳しい解釈といってよいであろう。この場合、「有罪の見込み」というのは、バシオウニのいう「処罰可能性 (punishability)」により近いように思われる。

次に、東京高裁は、条約3条と法2条6号が同趣旨の規定であると述べた点である。条約3条が、上に述べたように厳格な証拠を求める解釈されうるとしても、米国との関係においては、条約上の義務を負うものであり、その限りにおいて厳しい基準を設けていると考えることもできよう。しかし、結論部分で条約3条のみを援用しながら、理由部分で、条約3条と法2条6号が同じ趣旨であることを明示している。条約及び法の成立当時の政府見解においても、日米犯罪人引渡し条約3条と逃亡犯罪人引渡法は「実体としておなじもの」あるいは「完全に合体したもの」と認識されていた<sup>106)</sup>。

しかしながら、現行の逃亡犯人引渡法は、もともと、日米犯人引渡し条約の国内実施法として作成された昭和28年の逃亡犯人引渡法を、相互主義による引渡しにも適用できるよう改正したものであり<sup>97</sup>、従って法2条6号にいう「相当な理由」も、「有罪の見込み」程度の証拠の基準とするならば、今後他国からの引渡請求を審査する上でも、また相互主義に基づき日本からの引渡請求につき他国も同様の基準を主張するならば、犯人引渡の障害となる可能性がある。本件が、証拠の十分性に対する日本の立場のリーディングケースとなるかどうかは、今後の判例の集積を待たなければならぬ。

最後に、我が国における犯人引渡制度として「証拠の十分性」をみるならば、日韓犯人引渡し条約の規定も確認する必要があろう。

日韓犯人引渡し条約は、金大中韓国大統領と小渕敬三首相との間で宣言された「日韓共同宣言—21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」に伴う国際犯罪の取締りのための一層の協力の表明を契機として、具体的な条約作成作業が始まり、平成14年に署名、同年5月29日に国会承認、6月6日批准書交換を経て6月21日に発効した。

日韓犯人引渡し条約においても、証拠の十分性の要件について、第3条(a)は「引渡しを求められている者が請求国において引渡しの請求に係る犯罪について有罪の判決を受けていない場合にあっては、被請求国の法令上当該犯罪をその者が行ったと疑うに足りる相当な理由がない場合」を「引渡しを当然に拒むべき理由」として規定する。「被請求国の法令上」という文言があるのは、「相当な理由」の判断基準が日韓両国で完全に同一と言いたることは難しいことから、「相当な理由」の判断はそれぞれの国の基準をもって行えば良いことを明示するためである」と説明される<sup>98</sup>。本文では、日米犯人引渡し条約3条とほぼ変わらないが、英文を見ると日韓犯人引渡し条約が“*When there is no reasonable ground* (下線・筆者) to suspect, according to the laws the Requested Party, that the person sought has committed the offense for which extradition is requested, in case where the person has not been convicted in the Requesting Party.”<sup>99</sup>であるのに対し、日米犯人引渡し条約3条は“*Extradition shall be granted only if there is sufficient evidence to prove either that there is probable cause* (下線・筆者) to suspect, according to the laws of the requested Party, that the person sought has committed the offense for which extradition is requested or that the person sought is the person convicted by a court of the requesting Party”と規定する。すなわち、「相当な理由」というのは、日米条約では“probable cause”であり、日韓条約では“reasonable ground”となっている。また、遺伝子スパイ事件決定理由中では、「相当な理由」という用語は、米国がいうような一定の法的基準を示す概念ではなく、一般的な用語として用いられ、そのかわりに「犯罪の嫌疑」という用語が法的用語として用いられているような箇所がある（例えば、「条約と法が、犯罪の嫌疑（それを行ったと疑うに足りる相当な理由があること）について異なる内容の規定を置いているとは解されず・・・」「二 嫌疑の有無」などの記述から）。すなわち、日本における証拠の十分性を示す概念は、“probable cause”、“reasonable ground”、「犯罪の嫌疑」という概念が混在し、これらが、米国が一貫して示してきた「相当な理由」とどのような関係にあるのかは、明らかではない。

逃亡犯人2条6号にいう「相当な理由」は、刑事訴訟法60条1項にいう拘留の理由と同程度であるというのがこれまでの通説的理解である<sup>100</sup>。60条1号（拘留の理由）にいう、「相当な理由」とは、「充分な理由」(210条)であることを要しないが、具体的根拠に基づいて当該犯罪の嫌疑が一応肯認

できる程度であることを要する」と解される<sup>101</sup>。

210条（緊急逮捕）にいう「充分な理由」とは「199条1項の『相当な理由』よりもさらに嫌疑の程度の高いことを意味する」と説明され、199条（逮捕状による逮捕の要件）にいう「相当な理由」とは、「特定の犯罪について嫌疑があり、その嫌疑を肯定する相当な根拠があること」で、「捜査機関の単なる主観的嫌疑では足りず、客観的な根拠があることを要するが、210条にいう『充分な理由』よりは弱くてもよい」と解される<sup>102</sup>。また、60条1項の「相当な理由」と199条1項の「相当な理由」では、「逮捕と拘留との法益侵害の程度の差異からみて、拘留の場合にはおのずから一層の厳格さが要求されるものと解すべきであろう」と説明される<sup>103</sup>。刑事訴訟法上のこのような理解によれば、逮捕状による逮捕要件としての相当な理由（199条1項）、勾留の相当な理由（60条1項）、緊急逮捕の「充分な理由」（210条）の順で、より厳格な嫌疑が要求されるということになろう。しかし、遺伝子スパイ事件ではこのような考慮は払われず、「犯罪の嫌疑」という概念でひとくくりにされている。

遺伝子スパイ事件が示した証拠の十分性としての犯罪の嫌疑—請求国の裁判で有罪とされる見込みの概念は、米国における相当な理由（probable cause）—当該人物が犯罪を行ったということを疑うに足りる相当な理由—、及び英国における一応の有罪の証拠（prima facie case of guilt）—裁判のための拘禁を正当化する証拠—と比較して、かなり高い基準であるといえよう。また、これまで通説とされた刑事訴訟法上の勾留のための相当な理由との関係も不明確なままである。米国との解釈の齟齬、刑事訴訟法60条との関係など、問題は残されたままである。日本に犯罪人引渡が請求された場合、どの程度の証拠があれば引渡を行なうのか、解釈及び基準の再検討が必要であろう。そうでなければ、有罪証拠要件の緩和傾向を考慮すると、我が国が今後新たに犯罪人引渡し条約を締結しようとする際、あるいは礼讓として引渡しを行なう際にもその根拠となる相互主義の立場から、著しい基準の相違は条約交渉の障壁となる可能性があろう。

### 3.3. 小括

日本は、一般に大陸法に属すると言われるが、逃亡犯罪人引渡法に関しては、英米法の特徴である証拠の十分性の規定を取り入れ、大陸法の特徴である自国民不引渡しについては、裁量的自国民引渡しが導入されていることはすでに確認したが、日韓犯罪人引渡し条約にも、同様の考え方が踏襲されている。しかし、証拠の十分性について、これまでに実質的な援用はなかったため、当該規定が、米国が採用する相当な理由の基準と比較し、その内容は必ずしも明らかではなかった。

相当な理由がないことを根拠として引渡を拒否する決定を出した遺伝子スパイ事件は、初めて当該条項の解釈を裁判所が示したものである。同決定は、相当な理由という言葉を米国のような一種の法概念としては用いず、その代わりに「犯罪の嫌疑」という概念を用い、「有罪の見込み」までをも求めるものだとし、やや踏み込んだ判断を行なったものだと考えられる。裁判所のこのような態度は、「本件逃亡犯罪人の行為が経済スパイ罪等に当たるとした米国側の主張が、よほど事件の実体に反し、具体的な証拠の裏付けを欠いたものと判断されたのであろう」と指摘される<sup>104</sup>。また、逃亡犯罪人引渡法では、証拠の十分性の基準を示す概念として「相当な理由」が規定されるが、日米犯罪人引渡し条約では“probable cause”、日韓犯罪人引渡し条約では“reasonable ground”、本件決定では「犯罪の嫌疑」に相当する。概念が混在しており、従来通説とされた刑事訴訟法上の拘禁の理由との関連も示されないなど、問題が残っている。多数国間条約では大陸法的アプローチによる低度の証拠の基準

が主流になっている点などにも鑑みれば、「有罪の見込み」までを要求するという立場は、見直しが必要であるように思われる。

### おわりに

伝統的な犯罪人引渡制度では、英米法諸国は一定程度の有罪の証拠の提示を求めてきた。その基準は、英国では“*prima facie case*”であり、米国では“*probable cause*”であった。これに対して、大陸法諸国は、有罪の証拠の要件は採用しない。この違いは、自国民の取扱いと関連し、英米法諸国と大陸法諸国が双方に批判してきたものである。

しかし、近年では、国際犯罪の防止と処罰の促進という観点から、多数国間の枠組みにおいて、両者は自らの制度が有する不引渡しの実行を緩和し、調和する傾向が見出される。そこでは、有罪証拠要件については、原則として大陸法的アプローチが採られ、自国民不引渡しについては、大陸法が固持して来た自国民不引渡しの原則を修正し、裁量的引渡しを導入する傾向がみられる。自国の伝統的な制度を変更しても、国際犯罪の増加に伴うスムーズな犯罪人引渡しの要請を各国が受け入れた結果であると思われる。

しかしながら、日本の犯罪人引渡制度は必ずしもそのような国際的な流れを汲んでいないように思われる。とりわけ、遺伝子スパイ事件で示された「証拠の十分性」の基準は、「有罪の見込み」を要求するものであり、欧州犯罪人引渡し条約や国連犯罪人引渡しモデル条約が採用するアプローチとはかなりの隔たりがあるといえよう。また、日米犯罪人引渡し条約上の証拠の十分性の基準についても、米国の実行とは若干の齟齬があるように思われる。この点については以前から指摘されていたような証拠の十分性要件の再検討の必要性が、遺伝子スパイ事件を契機に現実味を帯びたものとなったと考える。

最後に、本稿では扱わなかったが、国際人権法が証拠の十分性に与える影響及び国際刑事法廷への引渡における有罪証拠要件<sup>105)</sup>の基準の検討も、必要であろう。これらの点については、今後の研究課題としたい。

### 注

<sup>1)</sup> 「遺伝子スパイ事件決定」東京高裁16年3月29日判例時報1854号35-40頁（2004）。

<sup>2)</sup> 逃亡犯罪人引渡法の施行以来、東京高裁が引き渡さないという決定をしたのは初めてである。

<sup>3)</sup> 逃亡犯罪人引渡法2条6号は、絶対的引渡制限事由として「引渡し犯罪について請求国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡し犯罪に係る行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がないとき」と規定する。

<sup>4)</sup> 日韓犯罪人引渡し条約3条aは、絶対的引渡制限事由として「引渡しを求められている者が請求国において引渡しの請求に係る犯罪について有罪の判決を受けていない場合にあっては、被請求国の法令上当該犯罪をその者が行ったと疑うに足りる相当な理由がない場合」と規定する。

<sup>5)</sup> 形式的な認定を行ったものはある（東京高裁平元（て）44号、平元・3・30）。日本は、昭和56年から平成14年までに27件29名の引渡しを行っている（瀬戸毅「犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約（1）」現代刑事法41号70頁（2002））が、全ての決定内容について公開されていない。

<sup>6)</sup> 箴見の限りでは、山本草二「国際刑事法」207頁（三省堂、1991）、森下忠「国際刑法の潮流」75-79頁（成文堂、1985）、森下忠「イギリスの逃亡犯罪人引渡法」研修408号3頁以下（1982）、梶木壽「国

際犯罪に対する我が国の対応状況と英国における犯人引渡法改正の動向』*罪と罰*22巻3号29~30頁(1985)。

- <sup>7)</sup> 日米犯人引渡し条約3条、8条4項：日韓犯人引渡条約9条4項：犯人引渡に関する国連モデル条約5条2項(c)、など。
- <sup>8)</sup> 通常、両者とも「逃亡犯人」と呼ばれるが、人権の観点から、無罪推定原則に鑑み、有罪確定以前の段階での引渡請求においても「犯人」という用語を使うことへの妥当性について指摘がある(北村泰三「犯人引渡と人権基準の要請」*国際法外交雑誌*98巻1=2号185頁(1999))。
- <sup>9)</sup> 英米の文献では、大陸法のことを「シヴィル・ロー」(civil law)と呼び、英米法のことを「コモン・ロー」(common law)と呼ぶとされる(森下忠「国際刑事司法共助の理論」27頁(成文堂、1983))が、本稿では「大陸法」及び「英米法」という名称を用いる。
- <sup>10)</sup> 従って、本稿は、あくまで遺伝子スパイ事件で援用された条約及び法の適用解釈の検討にとどまるものであり、本事件全体の評価を行うものではない。
- <sup>11)</sup> 池田茂穂「逃亡犯人引渡手続について」法律のひろば32巻11号45頁(1979)；藤井幸治・河上和雄・中山義房(編)「大コンメンタル刑事訴訟法」(第8巻 刑事特別法)269頁(青林書院、1999年)；森下忠「最近における国際刑事司法共助の諸問題」「国際刑法の潮流」468~470頁(成文堂、1985年)など。
- <sup>12)</sup> Torsten Stein, "Extradition", in Rudolf Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Vol.8, Elsevier Science Publishers (1985), p.224. I. A. Shearer, *Extradition in International Law*, Manchester University Press, 1971.
- <sup>13)</sup> 自国民不引渡の原則を称されることがあるが、本稿で述べるように、自国民の扱いは、英米法諸国と大陸法諸国では異なる。この点について嘉納孔は「自国民を引渡から除外することは規範的意味での『原則』ではない。従って自国民不引渡の原則と称するよりも、自国民不引渡主義という方が適当であろう」と指摘している。(嘉能孔「自国民不引渡の原則—ホロハン事件に関連して—」*神戸法学雑誌*1巻4号(1951)733頁(注8))
- <sup>14)</sup> 森下忠「国際刑事司法共助の理論」27頁。(成文堂、1983)
- <sup>15)</sup> Marjorie M. Whiteman, *Digest of International Law*, vol.6 (1968), p.954.
- <sup>16)</sup> Ibid.
- <sup>17)</sup> I. A. Shearer, *supra* note 12, at 94-95.
- <sup>18)</sup> 森下忠、「自国民不引渡の原則」「刑事法学の現代的展開」(上巻)44~45頁(法學書院、1992)
- <sup>19)</sup> 同書、46~47頁。
- <sup>20)</sup> Christopher L. Blakesley, *Terrorism, Drugs, International Law, and the Protection of Human Liberty*, Transnational Publishers, Inc., (1992), p.218.
- <sup>21)</sup> 前掲論文(注18)、52~53頁。
- <sup>22)</sup> Supplementary Convention to the Convention of January 6, 1909, signed at Paris February 12, 1970: Entered into force April 3, 1971.
- <sup>23)</sup> 森下忠、前掲論文(注18)、39頁。
- <sup>24)</sup> Torsten Stein, *supra* note 12, at 224.
- <sup>25)</sup> 山本草二、前掲書(注6)、201頁。
- <sup>26)</sup> 同書、162頁。
- <sup>27)</sup> ただし、理論上はそうであっても、英国は実務上自国民の引渡を制限する条約も締結している(森下忠前掲論文(注18)30頁)。

- <sup>28</sup> 同書、49頁。
- <sup>29</sup> Colin Warbrick, "Extradition", 38 *ICLQ*, p.429.
- <sup>30</sup> I. A. Shearer, *supra* note 12, at 154.
- <sup>31</sup> Colin Warbrick, *supra* note 29, at429.
- <sup>32</sup> 古谷修一「政治犯不引渡とテロリストの引渡ーアメリカ合衆国における Political-Incidence Test (PIT) の動向ー」法研論集（早稲田大学大学院）第37号209頁（1986）。
- <sup>33</sup> Torsten Stein, *supra* note 12, at 224.
- <sup>34</sup> I. A. Shearer, *supra* note 12, at 159.
- <sup>35</sup> Ibid.
- <sup>36</sup> Extradition Convention. Signed at Paris January 6, 1909; entered into force July 27, 1911.
- <sup>37</sup> 馬場俊行「日米犯罪人引渡し条約について」ジュリスト720号75頁（1980）。
- <sup>38</sup> 梶木壽、前掲論文（注6）、29－30頁。
- <sup>39</sup> 馬場俊行、前掲論文（注37）、75頁。
- <sup>40</sup> A/Res/ 45/ 116, 14 December 1990.
- <sup>41</sup> European Convention on Extradition, Opening for signature 13/12/1957, Entry into force 18/4/1960.
- <sup>42</sup> 訳は、森下忠、前掲書（注6）、80頁を参照した。
- <sup>43</sup> 森下忠『国際刑法の新動向』28頁（成文堂、1979）。
- <sup>44</sup> 2004年11月現在、45カ国が批准している（欧州評議会加盟国以外からの加入であるイスラエル（1967年）及び南アフリカ（2003年）を含む）。
- <sup>45</sup> 森下忠、前掲論文（注43）、48－50頁。
- <sup>46</sup> United Nations, *International Review of Criminal Policy*, Nos.45 and 46, 1995.
- <sup>47</sup> "If there is insufficient proof, according to the evidentiary standards of the requested State, that the person whose extradition is requested is a party to the offence".
- <sup>48</sup> "sufficient proof in a form acceptable under the law of the requested State, establishing, according to the evidentiary standards of that State, that the person is a party to the offence".
- <sup>49</sup> 森下忠『犯罪人引渡法の研究』39頁（成文堂、2004）。
- <sup>50</sup> United Nations, *supra* note 46, Nos.45 and 46,
- <sup>51</sup> Dr. Satyadeva Bedi, *Extradition in International Law and Practice*, Vol.2, Discovery Publishing House (1991), p.443.
- <sup>52</sup> 英国における犯罪人引渡しの体系書として、V.E. Hartley Booth, *British Extradition Law and Procedure: Including Extradition between the United Kingdom and Foreign States, the Commonwealth and Dependent Countries and the Republic of Ireland*.
- <sup>53</sup> Geoff Gilbert, *Transnational Fugitive Offenders in International Law*, Kluwer Law International (1998), p.18.
- <sup>54</sup> The Avalon Project at Yale Law School,  
[<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/diplomacy/britian/jay.htm#art27>](http://www.yale.edu/lawweb/avalon/diplomacy/britian/jay.htm#art27)
- <sup>55</sup> I. A. Shearer, *supra* note 12, at 152.
- <sup>56</sup> In the case of a fugitive criminal accused of an extradition crime, if the foreign warrant authorizing the arrest of such criminal is duly authenticated, and such evidence is produced as (subject to the provisions of this Act) would, according to the law of England, justify the committal for trial of the prisoner if the crime of which he is accused had been committed in England, the police magistrate shall commit him to

prison, but otherwise shall order him to be discharged.

<sup>57)</sup> 訳は、森下忠、前掲論文（注6）9頁を参照した。

<sup>58)</sup> 森下忠、前掲論文（注6）、5頁。

<sup>59)</sup> 同書、5頁。

<sup>60)</sup> 同書、11頁。

<sup>61)</sup> I. A. Shearer, *supra* note 12, at.152-154.

<sup>62)</sup> *Ibid.*

<sup>63)</sup> Extfadtion Act 1989, <<http://www.hmso.gov.uk/acts/acts1989>>.

<sup>64)</sup> David J. Bentley, "Procedural safeguards and evidentiary requirement: the common law approach." *Revue Internationale de Droit Penal*, Vol.62, p.349. (1991).

<sup>65)</sup> Geoff Gilbert, *supra* note 53, at 120-121.

<sup>66)</sup> イングランド、ウェールズ及び北アイルランドに関するイギリス内務省の報告書 (Home Office, *The Law on Extradition: A Review*, 2001<<http://www.homeoffice.gov.uk/docs/extradbody.pdf>>) による。スコットランドからの引渡し及びアイルランド共和国への引渡しは除かれる。

<sup>67)</sup> *Ibid.*

<sup>68)</sup> 米国における犯罪人引渡しの体系書として、M. Cherif Bassiouni, *International Extradition: United States Law and Practice* 4th ed, Oceana Publication, (2002).

<sup>69)</sup> 18 U.S.C. § 3181 (a)

<sup>70)</sup> Title 18 U.S.C. §§ 3181-3196. (法令訳は、森下忠「最近における国際刑事司法共助の諸問題」『国際刑法の潮流』成文堂、80頁(1985)を参照した。)

<sup>71)</sup> M. Cherif Bassiouni, *supra* note 68, p.820.

<sup>72)</sup> Benson v. McMahon, 127 U.S. 457 (1888), LexisNexis より入手。

<sup>73)</sup> 18 U.S.C. § 3184, "If, on such hearing, he deems the evidence sufficient to sustain the charge under the provisions of the proper treaty or convention, or under section 3181 (b), . . .".

<sup>74)</sup> M. Cherif Bassiouni, *supra* note 68, at 826-827.

<sup>75)</sup> *Id.*, p.827.

<sup>76)</sup> *Ibid.*

<sup>77)</sup> Collins v. Loisel, 259 U.S. 309, LexisNexis より入手。

<sup>78)</sup> In re Extradition of WADGE, 15 F. 864, (March 27, 1883), LexisNexis より入手。

<sup>79)</sup> Bassiouni, *International Extradition and World Public Order*, Oceana Publication, (1974), p.524.

<sup>80)</sup> Verzijl, *International Law in Historical Perspective*, Part V, A.W. Sijthoff, (1968), p.372.

<sup>81)</sup> Fact Sheet, Bureau of European and Eurasian Affairs, U.S. Department of State. <<http://www.state.gov/p/eur/ris/fs/34885.htm>>

<sup>82)</sup> Home Office, *Explanatory Memorandum on a Bilateral Extradition Treaty between the United Kingdom and the United States of America*, 01/05/03, <<http://www.fco.gov.uk>>

<sup>83)</sup> 戦前は、米国以外にロシアとの間で犯罪人引渡条約を結んでいた（「日露逃亡犯罪人引渡条約」明治44年署名、批准）が、戦後更新されなかったため失効した。

<sup>84)</sup> 伊藤栄樹「逃亡犯罪人引渡法の一部改正法案解説」法律のひろば17巻6号4頁(1964)。

<sup>85)</sup> 同書、4頁。

<sup>86)</sup> 同書、6頁。

<sup>87)</sup> 山口悠介「逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律」法律のひろば31巻9号21頁(1978)。

<sup>88</sup> 前掲注1。

<sup>89</sup> Michael Akehurst, *A Modern Introduction to International Law*, 6<sup>th</sup> (ed.), Routledge, (1987), pp.108-109.

<sup>90</sup> Greek court of appeals, 1933.10.31., 28 *AJIL*, 1934, pp.326-374. Verzijl, *supra* note 82, at 373-374.

<sup>91</sup> W.W.B. & G.L.G., "International Law Problemx in the Extradition of Samuel Insull," 31 *Michigan L. R.*, p.544.

<sup>92</sup> Kavass Sprudzs, *Extradition Laws and Treaties: United States*, William S. Hein & Co., 1979.

<sup>93</sup> Article I" . . . provided that such surrender shall take place only upon such evidence of criminality, as according to the laws of the place where the fugitive or person so charged shall be found, would justify his apprehension and commitment for trial if the crime or offense had been there committed."

<sup>94</sup> "The final clause of Article I of the Treaty of Extradition concluded on May 6, 1931, between the United States and Greece, shall, from and after this date, be understood to mean that the court or magistrate considering the request for extradition shall examine only into the question of the sufficiency of the evidence submitted by the demanding Government to justify the apprehension and commitment for trial of the person charged; or in other words, where the evidence discloses probable cause for believing in the guilt of the person charged. It is further understood that the quoted treaty provisions do not signify that the court or magistrate is authorized to determine the question of the guilt or innocence of the person charged." Protocol interpreting Article I of Treaty of May 6, 1931, Kavass Sprudzs, *Extradition Laws and Treaties: United States*, William S. Hein & Co., 1979.

<sup>95</sup> W.W.B. & G.L.G., *supra* note 91, p.556.

<sup>96</sup> 伊藤栄樹法務省刑事局長答弁、第84回国会衆議院法務委員会議録第19号23-24頁（昭和53年4月25日）。

<sup>97</sup> 伊藤栄樹、前掲論文（注84）、4頁。

<sup>98</sup> 濱戸毅「犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約（2）」現代刑事法42号78頁（2002）。

<sup>99</sup> 同書、77-78頁。

<sup>100</sup> 藤井幸治・河上和雄・中山義房（編）、前掲書（注1）269頁（青林書院、1999年）。森下忠、前掲書（注6）、78-79頁。

<sup>101</sup> 平場・高田・中武・鈴木「注釈刑事訴訟法（上巻）」206頁（青林書院、全訂新版、昭和62年）。

<sup>102</sup> 平場・高田・中武・鈴木「注釈刑事訴訟法（中巻）」62頁（青林書院、全訂新版、昭和57年）。

<sup>103</sup> 同書、63頁。

<sup>104</sup> 前掲注1、37頁。

<sup>105</sup> 我が国における先行研究として、村井伸行「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所への被告人の『移送』に関する国家の義務」国際協力研究8巻3号（2001）；土屋孝次「判例研究：ルワンダ国際刑事法廷との国際協定に基づき合衆国が行ったジェノサイド容疑者の引渡しが合意と判断された事例」近畿大学工学部紀要、人文・社会篇31号（2001）、がある。

## The Standard of the Evidence of Guilt on Extradition Procedure — In the Light of the Economic Espionage Case —

URAKAWA Hiroko

On extradition procedure, generally, common law countries have demanded requesting states to produce the evidence of guilt. Civil law countries, on the other hand, do not require such evidence. In multilateral treaties, such as the European Convention on Extradition, a civil law approach has been adopted on the requirement of evidence. Among common law countries, the U.K. has had the rule of "*prima facie* evidence", while the U.S. has had the "probable cause test". In the so-called Economic Espionage Case, the Tokyo High Court decided not to extradite the accused, who was requested to be extradited to U.S., because the evidence did not satisfy the probable cause standard provided in Article III of the U.S.-Japan Extradition Treaty. But the standard which the Tokyo High Court demanded appears to be higher than the standard of evidence of guilt applied by the U.S. Furthermore, it runs counter to the moves toward the evidence simplifying approach. In this article, it is suggested that both this interpretation of the Tokyo High Court and the provision itself are in need of being reviewed.